

大分県環境影響評価条例の一部改正について

1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

事業の実施にあたり、あらかじめ事業を行う場所の環境について調査し、事業がその環境に与える影響について予測・評価を行い、その結果に基づいて事業の内容をより環境に配慮したものとしていくものである。

環境影響評価制度：環境影響評価の対象事業とその手続を規定

- ・環境影響評価法…国が実施したり、許認可等を行う大規模な事業が対象
- ・大分県環境影響評価条例…法の対象事業より規模の小さい事業や工場の設置など法の対象外の事業が対象

2 条例改正の理由

再生可能エネルギー発電事業の増加等に伴い、法対象外の一定規模の発電所の設置に関する事業に係る環境の保全について、適正な配慮がなされることを確保する必要がある。

3 改正内容

法対象外であるが、規模が大きく環境影響の程度が大きくなるおそれがある事業として、発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の事業を条例の対象事業に追加する。

なお、施行日前に「電気事業法」による認可又は届出がなされた事業や、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による認定を受けた事業又は受けたとみなされた事業については、アセス手続きの実施に努めることを求める。

条例別表	区分	法施行規則 第1種事業※1	法施行規則 第2種事業※2	条例施行規則 第1種対象事業※3	条例施行規則 第2種対象事業※4	規模要件設定の考え方
事業用電気工作物の設置又は変更	水力発電所	出力 30,000kW以上	出力 22,500kW以上	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上	・第1種対象事業… 法第2種事業相当
	火力発電所	出力150,000kW以上	出力 112,500kW以上	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上	
	地熱発電所	出力 10,000kW以上	出力 7,500kW以上	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上	・第2種対象事業… 隣接県の事業規模と同等
	風力発電所	出力 10,000kW以上	出力 7,500kW以上	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上	
	太陽光発電所	対 象 外		敷地面積20ha以上 (工業地域、工業専用地域は除く)	—	

- ※1) 法第1種事業：大規模な事業で必ずアセスを実施。 ※2) 法第2種事業：アセスを行うか否かスクリーニングを実施。
 ※3) 第1種対象事業：法第2種事業でスクリーニングにより、法アセスを実施しない場合に適用(太陽光発電所を除く)。住民手続が必要。
 ※4) 第2種対象事業：住民手続は不要であるが、条例アセスを実施。

4 公布日 平成29年3月30日（平成29年3月29日改正条例の議決）

5 施行日 平成30年1月 1日